

改 正 後	現 行
1 隔離対象は次に掲げる種苗とする。	1 隔離対象は次に掲げる種苗とする。
1～3 田各	1～3 田各
4 次の属(種)植物の球根類	4 次の属(種)植物の球根類
ユリ属植物 (Lilium L.) : ウバユリ, スカシユリ, カノコユリ, ヤマユリ等	ユリ属植物 (Lilium L.) : ウバユリ, スカシユリ, カノコユリ, ヤマユリ等
チューリップ (Tulipa spp.)	チューリップ (Tulipa spp.)
ヒヤシンス (Hyacinthus orientalis L.)	ヒヤシンス (Hyacinthus orientalis L.)
スイセン属植物 (Narcissus L.)	スイセン属植物 (Narcissus L.)
グラジオラス属植物 (Gladiolus L.)	グラジオラス属植物 (Gladiolus L.)
クロツカス属植物 (Crocus L.)	クロツカス属植物 (Crocus L.)
アイリス属植物 (Iris L.)	アイリス属植物 (Iris L.)
フリージア属植物 (Freesia Klatt.)	フリージア属植物 (Freesia Klatt.)
Hippeastrum 属植物 (Hippeastrum Herb.)	Hippeastrum 属植物 (Hippeastrum Herb.)
アマリリス属植物 (Amaryllis L.) : Belladonna lily, Hybrid Amaryllis	アマリリス属植物 (Amaryllis L.) : Belladonna lily, Hybrid Amaryllis
ダーリヤ属植物 (Dahlia Cav.)	ダーリヤ属植物 (Dahlia Cav.)
アネモネ属植物 (Anemone L.) : イチリンソウ, ニリンソウ, ハクサンイチ ゲ等	アネモネ属植物 (Anemone L.) : イチリンソウ, ニリンソウ, ハクサンイチ ゲ等
ラナンキニラス属植物 (Ranunculus L.) : キツネノボタン, ウマノアシガ タ, タガラシ等	ラナンキニラス属植物 (Ranunculus L.) : キツネノボタン, ウマノアシガ タ, タガラシ等
ベゴニア属植物 (Begonia L.)	ベゴニア属植物 (Begonia L.)
アリウム (Allium afflatunense, A. albopilosum, A. cowanii, A. flavum, A. giganteum, A. heldreichii, A. karataviense, A. moly, A. ostrowskianum, A. keplum, A. rosenbachianum, A. schoenoprasum, A. schubertii, A. serratum, A. victorialis, A. cyaneum, A. narcissiflorum, A. ursinum, A. unifolium)	アリウム (Allium afflatunense, A. albopilosum, A. cowanii, A. flavum, A. giganteum, A. heldreichii, A. karataviense, A. moly, A. ostrowskianum, A. keplum, A. rosenbachianum, A. schoenoprasum, A. schubertii, A. serratum, A. victorialis, A. cyaneum, A. narcissiflorum, A. ursinum, A. unifolium)
グロキシニア属植物 (Gloxinia L. Her.)	グロキシニア属植物 (Gloxinia L. Her.)
シンニンギア属植物 (Sinningia Nees)	シンニンギア属植物 (Sinningia Nees)
ガランスス属植物 (Galanthus L.)	ガランスス属植物 (Galanthus L.)

新旧対照表

改 正 後	現 行
ただし、ヒヤシンス及びアマリリス球根であって「特殊容器に封入されたオランダ王国産のヒヤシンス及びアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」（昭和62年9月8日付け62農蚕第5154号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、チューリップの球根であって「オランダ王国産チューリップ球根の隔離検疫の取扱いについて」（昭和63年4月18日付け63農蚕第2604号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ユリの球根であって「オランダ王国産ユリ球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成元年12月15日付け元農蚕第7709号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ヒヤシンス及びアイリスの球根であって「オランダ王国産ヒヤシンス及びアイリス球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成3年4月8日付け3農蚕第1992号農蚕園芸局長）に定める基準に適合しているもの並びにクロッカス及びフリージアの球根であって「オランダ王国産クロッカス及びフリージア球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成4年3月27日付け農蚕第1817号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているものを除く。	ただし、ヒヤシンス及びアマリリス球根であって「特殊容器に封入されたオランダ王国産のヒヤシンス及びアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」（昭和62年9月8日付け62農蚕第5154号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、チューリップの球根であって「オランダ王国産チューリップ球根の隔離検疫の取扱いについて」（昭和63年4月18日付け63農蚕第2604号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ユリの球根であって「オランダ王国産ユリ球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成元年12月15日付け元農蚕第7709号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ヒヤシンス及びアイリスの球根であって「オランダ王国産ヒヤシンス及びアイリス球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成3年4月8日付け3農蚕第1992号農蚕園芸局長）に定める基準に適合しているものを除く。